

新潟鐵工所「退職金 80%カット裁判」

東京高裁

裁判継続で次回は 10月19日

2004年8月26日の第一回控訴審で、管財人がこの日の裁判で結審をするよう求めたが、原告は意見陳述や証人申請を強く主張した。裁判官は協議の結果、裁判の継続を決定しました。多くの支援者から傍聴して頂いた事が大きく影響したものです。第二回控訴審は10月19日(火)16:00～です。



管財人等を追及し、裁判で浮き彫りにした事

- ・退職金は、在職期間の後払い賃金であり、減額には個別同意を要する。
- ・労働債権優先支払いの法規定を逃れる協約改定は、脱法行為であり無効である。
- ・「協約通り支払う」と欺瞞約束で勤務継続を求めながら、経過措置や検討期間も無く、突如生活破壊の「80%カット」を強行する等、信義則と公序良俗違反。
- ・「80%カット」根拠、資産評価、営業譲渡契約、など一切の情報を秘密私物化しており、横暴不当な反社会的管財業務。
- ・労組幹部を騙し抱き込んで事前秘密交渉を重ねた後、ごく短期間で労組の目的逸脱の不利益協定を締結するなど、非民主的経過と誠実交渉義務違反。

新潟地裁の経過 崩れた「80%カット」の根拠 (退職金平均 60%を支給)

管財人は、「退職金は、20%でないと破産しゼロになる。」と脅し迫り、「退職金 80%カット」を強行、しかし「退職金は約7割を見込んでいた」ことを原告は裁判で追及し、明らかにさせました。こうして「80%カット協定」は、根拠を失い、非合理と不当性が明確になりました。にも拘らず地裁判決は「約6割に回復したので原告請求を棄却する」としました。

秘密交渉を根拠にした誤認判決!

秘密交渉の内容は組合員には何も知らされていません。ところが地裁判決は、その秘密交渉の内容が、運協ニュースなどで組合員に知らされていたと言う、とんでもない誤認をしたのです。秘密交渉の不当性をとがめるどころか、事実誤認の誤りを重ねたものです。

「ちゃんと働いたら、きちんと賃金が支払われる世の中に!」と訴えた、働く者の退職金裁判です。

反社会的な管財業務を前例にしてはなりません。原告全面勝利の為、皆様の一層のご支援ご協力をお願い致します。



「退職金と社内預金を取り戻す会」会長：番場仙次

TEL 090-2981-0004 fax 0256-52-6737

ホームページ <http://www.icn.ne.jp/arimoto/>

2004年9月